

統計で見る大韓民国の女性の生き方 (2)

鄭 花 玉

3 女性と家庭

韓国の大家族制度は、徹底的な家父長權が確立されて、親子中心、男性優位の家族関係の中で男児選好思想など男女差別の規範と価値観が深く根を下ろし、長い間韓国の家族関係を支配してきた。

このような伝統的家族制度を支配してきた最も中心的である原理は差別だった。この差別は、家族の二つの構成要素である「性と世代」の両側面の人間関係を作ってきた。家族の関係も男性優位を基に成り立って、夫婦関係で女性の地位は隸属性なものであった。

世代の関係も、子世代は親世代に対して絶対服従を原則とする「孝」の規範が確立され、家父長的な伝統的家族制度が維持されてきた。「孝」はほとんど絶対的で、また、公的権利として保障される諸法規を規定してきた。家長權は歴史的には高麗¹以後に確立され、朝鮮時代に引きつがれ儒教文化と共に隆盛を極めた。

結婚も、家系を存続し、先祖祭祀と父母奉養のための手段として義務づけられた。したがって、愛で男女が付き合うのではなく、家と家との結合だったので、子女の配偶者の選択も家父長がし、結婚した女性は家長である主人に絶対に服従した。

家族内で女性の地位を統制する「三従之義」という行動規範に従い、女性は結婚前には家長であ

る父に従い、婚姻後には夫に従い、夫が死亡した後には息子の意思決定に従った。直系家族原理は家系継承、奉祭祀のための男児選好思想と密着し、男児出産を女性に強要し、婚姻後家で一番低い地位だった女性は男児出産とともに、妻として嫁としての堅固な地位を得ることができる。

しかし、子を出産することができない場合、「七去之惡」²の一つの無子に当たり、一方的に離縁されることもあった。七去之惡は嫁の犯罪行為に当たり、朝鮮時代の大家族制度下で女性に一方的に要求されたものだった。

反面、これとは違い、女性を保護する規範もあり、それは「三不去」であった。夫の父母の死後の三年間は服喪中、婚姻後に富を得た場合及び離婚されても帰る家がない場合には娘家に留まることができた。

男女七歳不同席³という儒教的規範は7歳になると、女児の生活領域は母親と一緒に家庭内に限定され、男児と区別された。そして、男児は千字文⁴を読み始めることで教育機会を得るのに、女性にはそれがなかった。少数の両班⁵家では、家庭内

2 儒教で妻を離縁するための七つの理由で、不順父母、無子、不貞、嫉妬、悪疾、多言、窃盜。

3 七歳になると男女が一席に座らず、食事を一緒に食べないという意味で、儒教の教え。

4 漢文を初めて学ぶ人のために教科書として使われた本。

5 朝鮮時代中期以後の身分が高い上流階級、すなわち、士大夫階層

1 高麗時代：西暦918～1392年。朝鮮時代：西暦1392～1910年。

で母親が直接、娘に読み・書きを教える場合があり、このような場合も「三綱行実図」⁶（1439）、「内訓」⁷（1475）など、女性徳目の基準になるものを学んだ。一般国民も一般的に両班家の制度を規範とし、儒教的行動である三従之義について学ぶよう志向した。

1) 合計特殊出生率

人口及び社会経済上の大変な変化が、家族の形成や家族生活に影響を及ぼすと同時に、家族の構成を変化させている。

韓国の出産力水準は、1960年から1985年にかけて大きな低下が続いた。1985年から2000年は、人口置換水準以下の出産力1.5～1.6程度で少し上がったり下がったりする状況であった。1962年は大

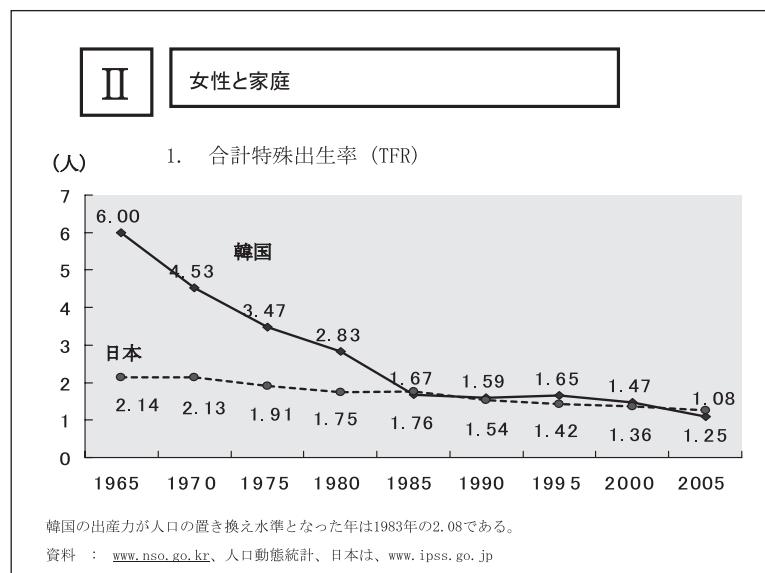
6 親孝行、忠臣、烈女それぞれ110人の行績を漢文と絵で説明している本。

7 女性教訓書で韓国最初のもの。

規模な家族計画事業を始めた時期にあたり合計特殊出生率は6.0人だったが、1983年には人口置換水準である2.08人となり、合計特殊出生率は欧米先進国の平均値を下回ることになった。（統計庁、韓国の人口）

1990年代に入るとそれまでの出産抑制政策を続ける意義を失い、家族計画事業が有名無実となつた。出産抑制のための大部分の規制と補償制度が消え、いよいよ1996年には人口成長抑制政策は公式に廃止され、人口の資質の向上と福祉増進を図る政策に切り替えられた。

1997年には外貨危機に陥り2000年以後、合計特殊出生率は人口置換水準を大幅に下回る低下（少子化）となり、2004年に1.16、2005年には1.08（暫定値）まで減少した。このことは、適齢期になった男女が学業、未就労、仕事、子育てなどの理由で結婚・出産を先送りしていると言えよう。



2) 出生順位別出生性比

韓国で出生児の性比の不均衡が現われ始めたのは1980年代中頃以降である。出生性比の不均衡現象は男児選好観、少子化価値観、胎児の性判別のための医療技術の普及、性選択人工妊娠中絶の普遍化などの要因が同時に揃っている時に現われる現象だと言われる（統計庁、韓国の人団）。

自然性比の場合は女児より男児の割合が少し高い⁸ことを考えても、1990年性比が116.5まで上がったことは大きな社会問題に違いない。その後、持続的な政府の広報等の努力の結果、2000年は110.2、2004年は108.2に低下している。第3子以上の性比は1990年の192.7から、2000年は143.9、2004年は135.6と急激に下がっているが、まだ高い状態である。第3子以上で性比が高いのは、胎児性判別をして女児の場合に人工妊娠中絶など選択的出産をするからである。しかし、このような性

比の不均衡は、最近の広報、胎児性判別を行う医師への処罰などの対策により、減少している。それは、儒教の伝統を守っている高齢者が死亡し、国民の意識が変わってきているからである。

3) 婚姻と離婚

韓国の婚姻率は1980年の10.6をピークに、おおむね低下を続け、2005年は、婚姻件数（夫妻の少なくとも一方が韓国人である婚姻件数）は31万6百件、普通婚姻率は人口千人当たり6.5である。

日本の婚姻率は1960年代後半10.0以上で婚姻ブームを呈した。その後、低下傾向となり、1988年以降は増加に転じ、1993年以降はほぼ横ばい、減少、増加の推移をしており、2005年は5.7で前年と同率である。

韓国の離婚率は1980年人口千人当たり0.6、1996年1.7だったが、外貨危機に陥った1997年に2.0となり、その後1998～2000年2.5、2004年2.9まで上がったが、2005年は少し下げて2.6になっている。離婚率が急激に上昇しているのは、婚姻期間と関

8 外部操作が全然ない自然状態で人間の生まれる時の性比はおよそ103～107で、男児が少し多い。

II

女性と家庭

2. 出生順位別出生性比

(人)

	1975	1980	1990	2000	2004
総 数	112.4	106.1	116.5	110.2	108.2
第1子	120.0	105.0	108.5	106.2	105.2
第2子	109.8	105.8	117.0	107.4	106.2
第3子～	107.9	108.0	192.7	143.9	135.6

出生性比は女の子100人当たり男の子数

資料： www.nso.go.kr、人口動態統計。

係なく中年層、老年層の離婚の増加によるものである。これは、家族に対するイデオロギーのような家族中心主義が個人を尊重する価値観に変わってきたことと関係している。

夫婦関係においていつも妻が夫に従うのが徳とされたが、近年、互いの意見等の対立が離婚の原因になっていると思われる。50歳以上の夫婦の離婚率が増加している理由は、それまでの嫁の立場の辛さ、主人の浮気あるいは性格の違い等に耐え、子供のために一緒に暮らした夫婦が子供の成長後、離婚する傾向と関連していると思う。特に、1990年の家族法の改正で、離婚の際、夫婦の財産の共有認定と子供の養育権の共同行使により、女性も自分の人生を生きようとする傾向が増えていていると見える。

4) 婚姻形態

個人化された生き方が普遍化されて、女性たち

の意識と行動が変化しており、主な行為規範の一つである家族主義は深刻な挑戦を受けている。個人の欲望と幸福を追求することが正当な権利として認識され、伝統や規律、行為指針などは徐々に無力化されてきている。

1970年代は男女共に初婚の比率が91.5%で、再婚は女性より男性の方が多かった。その当時は、大人になれば必ず結婚すること、男性は再婚しても大丈夫であるが、女性は離婚も再婚もだめであるとの慣習が残っていたと思う。すなわち、娘が寡婦になっても再婚したら実家の恥になるわけであった。こうした慣習は、1990年代に入って少しずつ変わり始め、女性の離婚、再婚は‘場合によってできる’という方向に切り替わっている。統計庁の資料では2000年、再婚女性・初婚男性の婚姻比率は4.9%で、初婚女性・再婚男性の婚姻3.5%より多く、この状況はその後も続いている。

II 女性と家庭				
3. 婚姻と離婚				
年	婚姻	婚姻率	離婚	離婚率
1970	295 137	9.2	11 615	0.4
1980	403 031	10.6	23 662	0.6
1990	399 312	9.3	45 694	1.1
2000	334 030	7.0	119 982	2.5
2004	310 944	6.4	139 365	2.9
2005	316 375	6.5	128 468	2.64
*日本2005		5.7		2.08

■婚姻率と離婚率は人口1000人当たり
■1997年韓国通貨危機（IMF支援）の以後に婚姻件数は減少
離婚件数は増加、*は日本
資料： www.nso.go.kr、人口動態統計。

5) 平均初婚・離婚年齢

婚姻時期は社会経済構造と慣習によって影響を受け、過去には婚姻により子を生んで家系を受け

継ぐのが当然であり、また、死亡率が高かったこともあり、世帯を維持するために早婚の風潮があったが、産業化は結婚観と婚姻慣習の変化をもた

II 女性と家庭				
4. 婚姻形態 (%)				
年	初婚女・男	初婚女・再婚男	再婚女・初婚男	再婚女・男
1970	91.5	4.1	0.9	3.5
1980	92.2	3.5	1.2	3.1
1990	89.3	3.6	2.3	4.7
2000	82.0	3.5	4.9	9.6
2004	75.5	3.9	6.2	14.4
2005	73.9	4.1	6.4	14.7

資料 : www.nso.go.kr、人口動態統計。

II 女性と家庭				
5-1. 平均初婚・離婚年齢 (歳)				
年	初婚女性	初婚男性	離婚女性	離婚男性
1985	24.1	27.0	31.3	35.6
1990	24.8	27.8	32.7	36.8
1995	25.4	28.4	34.5	38.3
2000	26.5	29.3	36.6	40.1
2004	27.5	30.6	38.3	41.8
2005	27.7	30.9	38.6	42.1
*日本2005	28.0	29.8		

● 初婚年齢は男女ともに高くなっている。 *は日本
資料 : www.nso.go.kr、人口動態統計。

II

女性と家庭

5-2. 初婚夫婦 年齢差比率

(%)

年	計	男性が年上	同じ年	女性が年上
1990	100.0	82.2	9.1	8.8
1995	100.0	81.0	10.3	8.7
2000	100.0	76.5	12.8	10.7
2004	100.0	73.4	14.7	11.9
2005	100.0	72.8	15.0	12.2

● 女性が年上のパターンがふえている。

資料 : www.nso.go.kr、人口動態統計。

らした。

今日、婚姻生活を営むためには結婚当事者が先行きの経済基盤と経済力を持つために長期間教育をうけ、また、男性は軍服務義務が終わらなければならぬので婚姻が遅くなり、晩婚化になっている。（統計庁、統計で見る韓国の姿）

2005年の平均初婚年齢は女性27.7歳、男性30.9歳で、10年前の1995年（女性25.4歳、男性28.4歳）に比べて女性2.3歳、男性2.5歳高くなり、20年前の1985年より女性3.6歳、男性3.9歳高くなった。

離婚の方は、中年層、老年層の離婚の急激な増加によって、平均離婚年齢も高くなっている。同居期間の長い夫婦が破綻しているのは、単純に経済的危機による変化であるということより、以前から“兆し”があつてこれが可視的に現われた結果だと言えよう。

1997年以後の資料を見ると、婚姻率は下がる反面、離婚率は高くなっている。2005年の平均離婚年齢は女性38.6歳、男性42.1歳で、熟年離婚が増えていると見られる。10年前の1995年（女性34.5歳、男性38.3歳）に比べて女性4.1歳、男性3.8歳高くなり、20年前の1985年より女性7.3歳、男性6.5歳高くなった。

初婚夫婦の年齢差を見ると、男性が年上である場合は1990年に82.2%だったが、その後、同じ年と女性が年上である場合が徐々に増えてきており、2005年は男性の年上が72.8%、同じ年が15.0%、女性の年上が12.2%である。

(つづく)

(ジョン ファ オク

大韓民国統計庁課長　日本国総務省統計局派遣官)